Hand in Hand

海を渡る鳥は、波間を漂う流木に憩うという。離婚――それは旅の半ばの一つの出来事。
新たな旅立ちをした女たちはいま手をとり合い、女であるがゆえの偏見と差別に向きあう。
ハンド・イン・ハンドは、生きやすい社会をめざし支えあう女たちの、流木である。

Vol.234

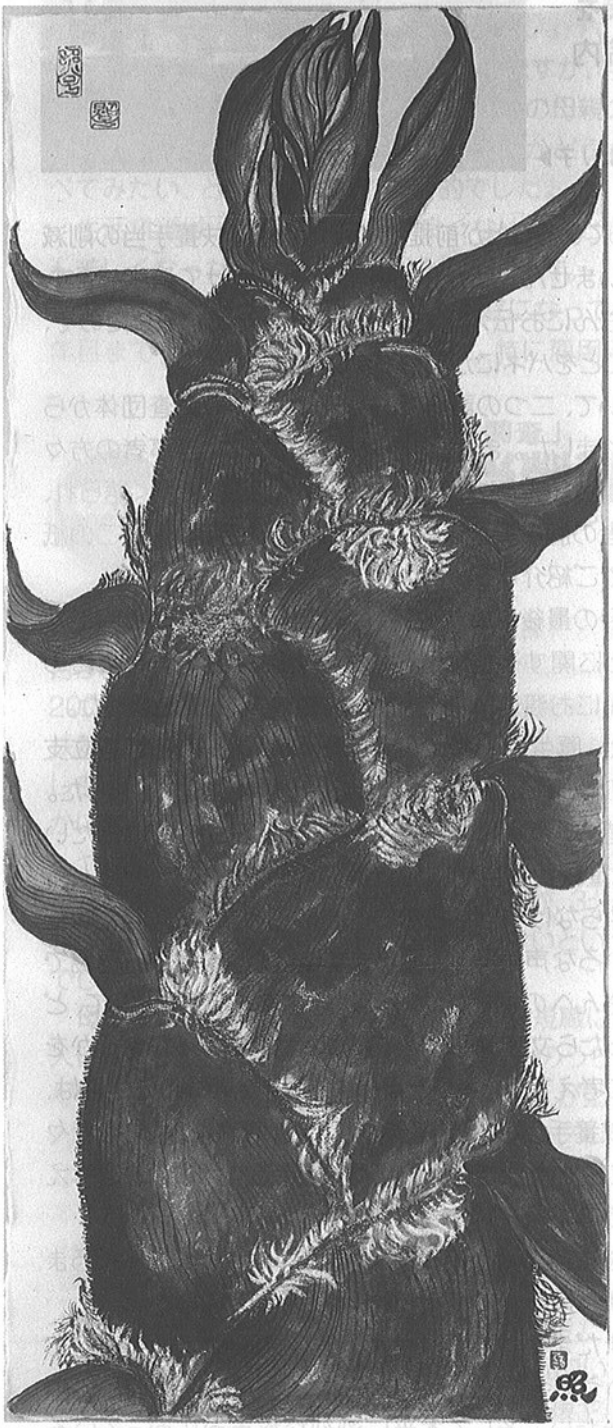

［老親の介護どうしてますか］

★大学入学と同時に東京に出て、就職・結婚も東京でという先輩や友人たちが、20年程前から地方在住の老親の世話に苦悩している姿を見聞きしてきました。両親のどちらかが倒れ、子どもたちは皆故郷を離れていて、一人で介護している親のほうも過労で倒れるというケースも続出するし、夫や妻を見送った後の一人暮らしの親を誰が引き取るかなどの問題をどう解決するか、誰もが悩んでいました。

★Aさんは認知症で一人暮らしが困難となった母親を老人ホームにようやく入居させましたが、そこまでの道のりは大変だったようです。なじんだ土地、友人知人のいる土地を離れることへの強い拒否反応が、親の側にはある、しかし子どもの側は心配で一人では置いておけないから、自分の住む土地へ来させたい。

★Bさんは結局、親の側の強い希望を優先し、夫の父親の介護のため、単身介護赴任で親の家に住み込み、月に2回だけ夫や子どもの元に戻る生活を選びました。

★そんな老親介護は、家が狭くて親を呼べない等の経済問題や夫婦間のトラブルを引き起こしたり、夫の浮気が発覚したり、介護者本人が過労で死亡するという悲しいケースも出てきました。

★家族だけで負うには重いこの問題を社会の問題としてとらえ、介護保険の導入等にも努力してきましたが、今回、私の身にもこの介護問題が突発しました。都知事選の真っ最中に、母を救急救命センターに送り込むことになったからです。

★今ようやく母は落ち着いて、少しホッとしているところですが、誰もが仕事や家庭を持ちながら、老親の病気や介護に関わっているのだろうな、たいてい、大変な時に重なることが多い、それが人生なんだろうなと、疲労困憊の中で考えました。

★ありがたいことに多くの人に助けられましたが、老親を一人で暮らさせてきたことの反省、今後のことなどまだまだ問題が解決したわけではありません。10年後の東京は高齢化がさらに進み、一人暮らしの高齢者の介護や生活支援が大きな問題になります。私自身も高齢者の仲間入りをしますが、皆さん、自分の老後と親の介護、どうなさっていますか。知恵を出し合いませんか。体験談をお寄せ下さい。　（円より子）

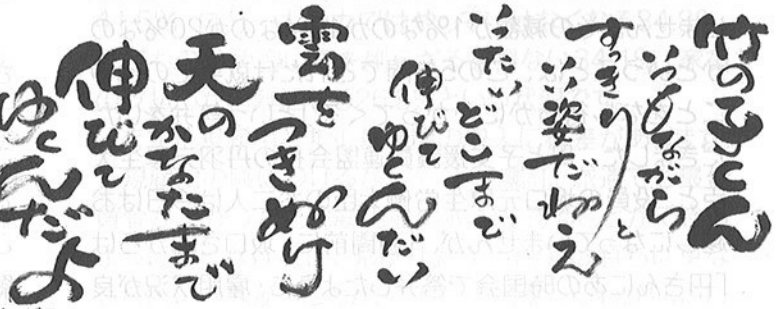

画と書：浅野照子

※4/28～6/17、千葉県いすみ市「田園の美術館」で個展（詳細は8面）

●Hand in Hand 第234号　【発行日】2007年5月1日
【発行人】ハンド・イン・ハンドの会（代表 円より子）：㈱現代家族問題研究所内
【編集人】向井通江　長島千春　藤岡郁子　【印刷】㈱ニシカワインフォメーションサービス
【連絡先】〒102-0082 千代田区一番町4-42-6F　TEL:03-3261-1835　FAX:03-3261-1836
http:// www.madoka-yoriko.jp/　http://www.gendai-kazoku.jp/　nojiri@kazoku-mondai.co.jp

緊急院内集会ご報告

「ワーキングプア＝母子家庭の実状を知って下さい！」

～それでも児童扶養手当を削減するのですか？～

シングルマザーは働いても生活は楽にならないワーキングプアの典型です。この実状を国会に訴え、児童扶養手当の削減が行われないよう、そして実効性のある就労支援策を求めるため、3月13日(火)17:30から、当事者団体で院内集会を開催しました。

▶▶開会検挨をする円より子▶

2003年8月に母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法が施行されましたが、厳しい財政状況の中、国や地方公共団体が法の理念に基づいた施策を十分に講じているとは言えない現状です。また、2008年4月1日からは児童扶養手当の削減が行われようとしています。生活保護の母子加算の廃止も決まりました。

ハンド232号でご紹介した「母子家庭の生活の変化調査」でも、そして別の母子家庭の当事者団体が行った「母子家庭就労子育て調査」でも、母子家庭の大変厳しい生活実態が明らかになっています。この実情を国会へ届けたいと、平日にも関わらず、24名の当事者たち＝シングルマザーが全国から駆けつけました。

主催はハンドの会と同じく母子家庭当事者団体のNPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむ、NPO法人Wink。母と子支援議員連盟のメンバーを中心に国会議員が14名、議員秘書等が20名、マスコミが14名、一般11名、そして厚生労働省からも3名の参加をいただきました。

※

最初に、ハンドの会代表で、母と子支援議員連盟事務局長を務める円より子参議院議員が開会挨拶を行いました。

『児童扶養手当が平成20年の4月1日から、50%までの枠の中で削減するという話が出た時も国会で質問をして、当時の坂口厚生労働大臣から「きちんと就労支援をして雇用状況が良くなったという前提でないと削減はしません。その減額が1%なのか10%なのか20%なのかということは、この5年間でどれだけ就業その他のことをなし得るかにかかってくる」という答弁をいただきました。母と子支援議員連盟会長の丹羽元厚生大臣と、役員の坂口元厚生労働大臣のお二人は今日はお越しになっていませんが、1週間前に、坂口さんからは「円さんにあの時国会で答弁したように、雇用状況が良くなっていることが前提でなくては児童扶養手当の削減は行いません。私からも与党に働きかけて頑張ります、と皆さんにお伝え下さい」とおっしゃっていましたので、このことをバネにがんばりましょう』。

続いて、二つの調査報告がそれぞれの調査団体から行われました。また、全国から参加された当事者の方々からは、切実な現状が個々のケースにごとに熱く語られ、関係者の胸に響きました。これらの内容は、続くこの紙面上でご紹介していますのでご覧ください。

集会の最後には、「児童扶養手当の減額を最小限にすることに関する請願」署名を参加した衆参国会議員の皆さんにお渡しし、紹介議員になっていただきました。

また、厚生労働省から参加された母子家庭等自立支援室の伊原和人室長からは次の感想をいただきました。

『皆さんの思いの詰まったお話を聞かせていただいて、児童扶養手当や就労支援の問題も改めてもっとしっかりやらなければならないと心に刻みました。まだまだいろいろな声もあると思いますし、就労支援も、現場では皆さんへの思慮に欠ける対応もあると聞きまして、どうやったら文字通り中身のある就労支援ができるかをさらに考えていきたいと思います。国会議員の先生には、児童扶養手当の問題を含め、いろいろなご意見を我々の方にもいただきたい。我々もできるだけのことは考えたいので、よろしくお願いします』。

最後に当事者団体を代表して、NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむの赤石さんが閉会の挨拶を。

『まだまだ語り尽くせぬ人も大勢います。ぜひともこういう機会をもっと持って、たくさんの声を聞いていただきたい。そして本当に深刻な格差が広がっていることを肝に銘じていただきたい。今後ともよろしくお願いします』。

「母子家庭の生活の変化調査」

調査報告①

正規雇用でも一般子育て世帯と格差が縮まらない

阿部彩さん（国立社会保障・人口問題研究所研究員）

しんぐるまざーず・ふぉーらむやWink、ハンドの会、母子寡婦福祉団体に、2006年の8月から9月にかけて調査票を配布し、ご協力いただきました。有効回答486名。（詳細の調査報告はハンド紙232号を参照）。

来年4月から児童扶養手当が削減されますが、受給期間5年で一部停止の理由は、母子家庭になって5年経てば経済的には目途が立つということですが、学術的なバックアップはありません。母子世帯の母親の経済状況が時間の経過と共に変わって行くのかどうかを調べてみたい、というのが調査の目的でした。

生活意識は、だんだん生活が良くなった人とだんだん苦しくなった人が増え、二極化しています。

所得の伸びが大きいのは、母子家庭になってから3年目までで、3年目以降は伸び悩み、特に雇用形態が正規でない場合は所得がほとんど上昇しません。正規雇用のモデルケースを見ると、30歳で3歳の子を連れて母子家庭になった時の年収が211万円、その10年後は391万円になりますが、子どもを持つ平均的な世帯が658万円から788万円に上がるのと比べると、正規雇用でも格差が縮まらないことがわかります。また、母子家庭になった年齢が高いほど所得上昇の度合いは少なくなります。

母子世帯となってからの期間と雇用形態をみると、年数の経過とともに正規社員が増え、パートが減少しますが、10年経っても4割はパートのままです。勤労所得を上昇させるためには、雇用形態の改善が不可欠です。

「母子家庭就労子育て調査」

調査報告②

児童扶養手当削減は直ちに更なる貧困につながる

神原文子さん（神戸学院大学教授）

しんぐるまざあず・ふぉーらむ会員を対象に2006年8月から10月に行った調査の報告。有効回答254名。2003年以降、厚生労働省の母子寡婦福祉施策が、児童扶養手当給付施策から就労自立支援策へと大きく展開しました。それによって母子家庭の生活がどう変わったかに焦点を当てて、データを分析しました。

やはり正規職と非常勤職との年収格差が大きく、この3、4年間で3分の1の人は年収が上がったが、3分の1は年収が下がり、3分の1は年収が変わらないという結果でした。

母子家庭歴3年以上の172人のうち、正規職になった人は8人しかおらず、収入が増えたのはそのうちの5名だけ。資格を取った人は33名いますが収入が上がった人は16名。正規職になったり、キャリアアップした人等は、学歴（大卒）が要因となっています。収入がアップできても平均収入は約300万円と、一般世帯との格差が大きい。

就業支援事業を受けた人は46名いても、就職・転職できた人は18名で、正規職に就くことができた人はわずか6名でした。多くの非正規職の人が望んでいる就労支援策は、賃金アップできる職への採用支援や職業訓練期間中の生活保障。そして相談窓口を子育てに配慮して、土日や夜間にしてほしいと望んでいます。

児童扶養手当の受給率は68.4%で、全国平均75%より低いのですが、受給額は4万円以上が48.6%で、全額支給だと推測され、就労年収が130万円の人が半数近くいることがわかります。

では、児童扶養手当を受給している母子世帯において、就労収入の変化はどうだったのでしょうか。現在児童扶養手当を受給している世帯で、この3、4年で収入が上がったが29%、下がったが36%、特に変わらないが35.1%です。

就労自立支援施策が行われても、収入が上がったのは3割で、7割が下がった、あるいは変わらない状況では、その効果が上がっているようには見えません。また、2年、3年経っても収入がそれほど増えるとは考えられず、児童扶養手当が削減されたら、さらに生活が困窮するのが目に見えています。

児童扶養手当が削減されたらどう対処するのかは、仕事を増やすが43.9%、どうしたらいいかわからない41.5%、自分一人の力ではやっていけなくなる34.8%、子どもの塾や習い事を削らざるを得ない34.1%、家賃の支払いが困難になる26.8%という状況です。

まず正規雇用と非正規雇用の収入に格差があります。正規雇用の職につけるか、パートや嘱託、派遣でも最低賃金が上がって正規雇用並の収入を得ることができるようにならなければ、児童扶養手当削減は直ちに更なる貧困につながることが、これらの結果からわかります。

◆緊急院内集会に・・・・・・

全国から参加された“当事者”の発言をご紹介します

●自立支援センター求人票は時給650円●

〔NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ／福島　Tさん〕

死別して、4歳の息子と二人暮らしをしています。シングルマザーになって数ヶ月後に、母子家庭等就業・自立支援センターの存在を知り、安定した就職先を紹介してくれるものと期待して求職登録をしました。

期待に反してセンターから届いた求人票の時給は650円。「この時給で家族を養えということ？」「シングルマザーにはこの程度の仕事しかないということ？」と思ったものです。センターへ登録していた半年の期間に、期待するような仕事に就くことはできませんでした。結局、派遣の仕事を得ましたが、それも今月で終了。その先はまだ決まっておらず、無職になってしまうため不安で一杯です。

センターに登録している人の大部分が「無職」ではなく、現在よりも良い就労条件を求めての求職です。センター独自の求人はほとんどなく、ハローワークの求人の中から応募したいものを見つけて、センターを通して申し込むという方式が取られています。シングルマザーと独身で子どものいない人が、**同じ土俵で闘う構図**ができていて、圧倒的に不利な状況に立たされているのです。

また、資格取得のための講座が平日の日中に行われています。就業中のシングルマザーがスキルアップをしたいと考えても、仕事を休んでまで参加しようと思いますか？　夕方からの受講では、誰が子どもの面倒をみてくれるというのでしょうか。私たちの期待やニーズと**全く違う次元で自立支援**が行われています。

本当の意味での「自立」をするために何が「支援」となるのか、制度を作る側の人たちに考えていただきたい。その答えが出ないうちに、生活保護の母子加算や児童扶養手当の削減といったセーフティーネットを外してしまうのは論外。母子家庭が直面するワーキングプアという問題から、目を背けないでいただきたい。

●就労支援のメニューを増やして欲しい●

〔NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ／関西　Nさん〕

民間の相談団体として、様々な相談にのっています。先日いらした大阪に暮らすNさんは、ハローワークの母子家庭対象の医療事務の講座を受けました。6ヶ月頑張って受講し、資格を得ましたが、医療事務は月初めにレセプト作業が集中する時期があり、その時は残業が続くために保育の手だてがつかず、医療事務の仕事には就けませんでした。同じ会社が介護サポートの仕事を回してきたのですが、資料等重い荷物を持って病院中を走り回る重労働で、時給が715円。それしか仕事はないと言われたそうです。今までそういう仕事をしてきて体調も悪く、資格を取ったら少しは楽になと思ったのに**「夢だけ見させて…」**と泣いていました。同講座に同じような人が10人いらしたそうです。

地方も財政が困難で、就労支援策がなかなか増えていかない現状です。高等技能訓練給付金も、2年以上学校に行って、その最後の3分の1の期間だけ支給されますが、もっと長い期間、安定した生活ができるような手当をしながらの支援にしてほしいと思います。

就労支援センターの職員の方は頑張っていらっしゃるけれども、肝心の仕事がありません。あっても3ヶ月、6ヶ月のパートばかり。センターでは、3ヶ月の仕事を提供したら1ポイントになり、また次の3ヶ月の仕事を提供したら1ポイントが加算されて、2ポイントになる仕組みになっています。そんな形で増えたポイント数だけを見て、就労支援が功を奏したといわれるのでは困ります。短期の仕事をつないでいっても収入は増えていかず、これが本当の意味での就労支援と言えるのかと思います。

母子家庭の困窮は現在の困窮だけでなく、将来の母の困窮にもつながります。年金保険料も払えないので、将来の年金額も少ないでしょう。また、母子家庭の子どもも困窮しますから、**子どもたちへの貧困の連鎖**にもつながります。母子家庭への支援は、将来の子どもたちへの支援でもあると考えていただきたいし、児童扶養手当削減はぜひ止めていただきたいと切にお願いします。

●シングルマザーは皆オーバーワーク●

〔NPO法人Wink／Mさん〕

現在、子どもは18才と15歳で、離婚して13年になります。今日は、離婚後5年間の生活についてお話しします。最初は低い収入から始まって、がむしゃらに収入を上げようと頑張って、何とかやっていけると思ったのが5年目でした。でも、そういう生活を5年続けるとどうなるかわかりますか？　病気になります。私の場合は内臓疾患から始まって、1ヶ月入院。肝臓で、疲労からきたものでした。その後、鬱病を併発し、**1年間、無職・無収入**を経験しています。

頑張っているシングルマザーは、皆オーバーワークだと思います。貯金はすぐになくなり、頼みの綱が児童扶養手当でした。その時に、来年から削減になりますと言われたら、死んで下さいと言われているのと同じこと。子どもが自分の絵本と漫画を売って「お母さんお金ができたよ」と言って、そのお金でお米を買いに行った日もありました。子どもたちは**貧乏ごっこ**を楽しんでくれたので、その笑顔が救いでした。いろいろ経験したので、今は何も怖くありません。1年経って、少しずつ収入が上がってきました。

ずっとどん底の生活を続けていくと、人間らしい心を失っていく、自分のことしか考えられない。そんな時に、このような所に来て意見を言えと言われても無理です。**「どうせ政治家なんて」**と、当時は思ったと思います。

惨めさを忘れるには、笑わない、怒らない。我が子にも機械的に接するようになり、かわいくなくなる。立ち直れたのは子どもが元気で、健康だったから。そして、貧乏ごっこを楽しんでくれたから。

不正受給をなくすということをおっしゃる政治家もいるし、生活保護の母子加算を削減するのも、働いている人より多くもらっているのは不公平だからという理由からだそうですが、「それは違う」と当事者として思います。**公平って何だ**というときに、「誰もが人間らしい気持を持って、親子で楽しく生きていてよかったなと思いながら生きていけるのが人間らしい生活で、皆がそれができるのが公平」だと思います。最低ラインにいる人の何かを取り締まって、公平に引っかけるのは、何か違うのではないでしょうか。

●支援にはメンタルな背景の理解も必要●

［NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ／東京　Sさん］

私はDVで離婚に至り、現在 生活保護を受給中です。離婚して4年になり、小学校6年生と3年生の子どもがいて、民間の賃貸アパートに住んでいます。今、休職中です。家を出てすぐ、アルバイトしつつ職業訓練校に通う努力をしましたが、ハードな日々で、上の子に精神的負担をかけたために不登校問題が発覚。**子どものケア**に重点を置くため、就労もペースダウンする時もありました。

以前は出版や編集に携わっていましたが、不規則なので勤務時間等に考慮のある事務職にと方向転換を考え、行政の就労支援をいくつか体験させていただきました。

福祉事務所の女性相談員に、行政支援としてどのようなことがあるのかと聞いたところ、「私はまだ2年位しかやっていないので全くわかりません」と言われ、「ヤクルトとかセブンイレブンにでも行ってみればどう？」というようなアドバイスで、「最終的には私たちの仕事は、あなたたちのような意欲のない人をハローワークに送り出すことなんです」と言われました。

自立支援員にも相談に行きました。子どものケアなどのいろんな背景をシングルマザーは持っているので、就職するにしても、長期的な安定したものが欲しいと思っています。ところが、「あなたは年齢が高い(当時39歳)。そして年齢の割には子どもが小さい。つまり、あなたという人間は**就職難民**である。とにかく面接にバンバン行くしかない」というアドバイスだったんです。ハローワークのOBの方で、相談者の話を全く聞かない威圧的な方でした。将来のことが不安な状態だったので、泣いて帰ったこともありました。

また、きちんと就職したいとハローワークにも行きました。再就職プランナーという方に、子どもが小さいので比較的近い会社での事務の正社員はどうかとアドバイスをいただききましたが、やはり自分の適性には合わなくて、短期間に2回ほど転職をすることになってしまいました。その後、派遣での就労をしましたが短期で更新をうち切られ、2年間、就労の努力をしたものの、自分の適性とは方向性を間違えていたように思います。

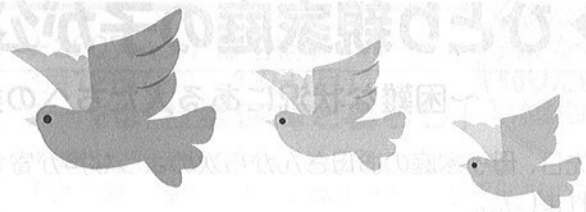

長期的な安定した雇用というのは、本人の適性や状況を冷静に見てくれるキャリアカウンセラーや産業カウンセラーといった**専門の第三者機関**があって初めてできるものではないかと実感しています。とにかく仕事をしなさい、年なんだからバンバン当たれという姿勢では長続きしませんし、メンタルな部分の背景もわからないとシングルマザーの支援は難しいと感じます。

この4年間は早く自立したいと就職問題を優先させてきて、将来を考える余裕がありませんでした。中学生になる子どもがおりますので、母子加算が削られると、やはり教育にかける部分が非常にカットされることになると思います。ぜひ、母子加算のカットを考え直していただきたい。

●子どもにも私たちにも希望を持たせて●

［会場の声から］

DVが原因で小1年の息子と家を出て、母子寮に入っています。何も持たず、3000円のお金だけ持って出てくるのは非常に勇気のいる決断でした。でも、助けてくれる制度があるということは学ばせていただきました。

母子加算や児童扶養手当の削減は決まったということですが、政治家の皆さんには**希望を託したい**と思います。DVを受けている人は、たくさんいます。体がぼろぼろになっている人もいますし、家を出られただけましだという人もいます。でも母子加算がなくなると、怖くて家を出られなくなる。そうすると子どもの発育にも影響が出てきます。子どもの教育もますます荒廃していき、いじめも進み、ますます影響が広がっていく。すべてがつながっています。

ですから、枠を超えて勇気を私たちに与えていただきたい。そうすれば、いつまでも生活保護に甘えてはいません。甘えるのではなく、憲法で保障されている誰でも文化的で健康的な生活をする権利があります。休むときは休んで、体や心を治して、そしていつでも**人生やり直せる**、日本はそういう国なんだという希望を、子どもたちにも、子どもを育てる私たちにも持たせていただきたいというのが真摯な思いです。

ひとり親家庭の子が公営住宅を追い出される!?

～困難な状況にある人たちへの柔軟な対応を求めます～

（円より子）

先日、母子家庭のお母さんから次のような声が寄せられました。

> 現在、20歳の娘と15歳の息子と3人で都営住宅に暮らしています。でも、私はガンで余命いくばくもないと医者から宣告されているため、残される2人の子どものことが心配です。できるだけの準備はしておきたいと思っています。
>
> ところが、これまではひとり親家庭の親が亡くなった場合に、残された子が都営住宅に引き続き住み続けられたのに、昨年夏、規約が変更され、残される子による入居承継が認められなくなってしまいました。親が死んでから、半年以内に退去しないと提訴されるとのこと。学生の子が、親の介護・葬儀をした上に、退去や新居探し、引越し等の手続きを行わなければならないとすると、精神的にも経済的にも大変な負担になると思い心配しています。
>
> その上、都の窓口に問い合わせたところ、経済的に自立していない子どもは「施設に行くしかない」との回答。少なくとも子どもが学業をまっとうするまでは、住み慣れた住居に住み続けられないのでしょうか……。

ご自分の身体の辛さや精神的な苦しさなどについては触れず、ただただ残される子を案じて死後の準備を進められる中で、いまのご自分の力では越えがたい制度の壁へぶつかられたという切実な声です。しかも、ご自分のケースに対して「なんとかして欲しい」という個人的要望というより、「他にも同じようにお困りの方がいらっしゃるのでは？」と制度の不備について見直して欲しいという、ひとり親家庭の親子すべてを案じた訴えでした。

これを聞いて、ひとり親家庭の置かれた厳しい状況が相変わらず考慮されない社会の理不尽さは変わらないのだと、ひどく憤りを感じました。

※

これは、一昨年12月に国土交通省が全国の都道府県に「公営住宅管理の適正な執行について」という通知を出したのを受けて、各都道府県において見直しがなされた結果です。経済的に余裕があっても、公営住宅に住み続ける人がいて、本当に入居したい人が入居できないという問題を受けて、規約を厳格化する改正です。各都道府県によって、見直し内容の詳細や適用開始時期は違いますが、東京都の場合は昨年6月に「使用継承制度の見直し」を行い、今年8月25日から新制度が適用されます。

これまで、都営住宅の名義人の配偶者または一親等の親族（親または子）に引き続き住み続けることが許されていたのが、新制度では名義人の配偶者のみに許されることになりました。高齢者・障害者・病弱者についてはこれまで通りという例外は認められるものの、ひとり親家庭の親（名義人）が亡くなって未成年者だけが残された場合は「一定の条件に当てはまる場合、年長者の者が成年に達するまで退去を猶予」とされ、それ以外は「6ヶ月を過ぎても退去しない場合、最終的には訴訟を提起」するとのことです。先のケースの場合は上の娘さんが成年に達しているため、住み続けることはできません。学生であるため、退去した後に経済的理由などから弟と二人での暮らしを営めないというのなら、未成年である弟は施設へ、というのが都の窓口の見解だったそうです。

これは、ひとり親家庭などの少数ながら困難な状況にある人たちへの配慮が欠けていると言わざるを得ません。残された子が成年に達していても学生で経済的には自立していないケースは特殊なことではなく、残された子どもたちの生活を守るために、退去までの期間やルールの見直しが必要だと考えます。

国会でこの問題を追及することを決意し、多くの国会議員たちにも超党派で協力を求めていくつもりです。この3月半ばに予算委員会に立たれた下田敦子参議院議員にも、格差是正に関連して「公営住宅におけるひとり親家庭の使用継承」についての質問をお願いし、今回のケースを例に挙げて政府の見解を求めました。冬柴鐵三・国務大臣からは「今回のケースの方については、具体的に私に知らせていただければ住宅が困窮しないように、東京都の間で十分、福祉施策としてやらせていただく」という答弁がありましたが、あくまでも個別ケースに個人として対応するという内容で、一般対応やルールの見直しについての回答はありませんでした。

今後も、機会を捉えては国会でこの問題を取り上げ、また政府に対して質問主意書を出して、その見解を質し、適切な対応を求めていきたいと考えています。また、民主党の都道府県議会議員を通じて、各都道府県における実情を照会して、柔軟な対応を求めていくつもりです。

なるべく多くのひとり親家庭の声を国会に届けて、困難な状況にあるひとり親家庭に対する支援を求めるためにも、みなさんご自身や、周囲のひとり親家庭の実情をお寄せください。

“声”や“実情”をお寄せください

●困っていること、直面している制度の壁、住宅や就業の実態など、ひとり親家庭の実情を。
●右囲みの夏合宿で取り上げて欲しいテーマや体験談。
●「家計簿公開」「親の気持ち・子の気持ち」など、ハンド紙への投稿を。（謝礼は図書券2,000円）

※

いずれも、手紙、メール、TEL & FAXで。
「取材をして欲しい」というお申し込みも大歓迎です。

nojiri@kazoku-mondai.co.jp
TEL:03-3261-1835　FAX:03-3261-1836

あなたの気になること 知りたいこと 体験談は？

★2007ハンド夏合宿★ 8月12日(日)～13日(月) テーマは「社会保障と暮らし」

毎年恒例の夏合宿を1泊2日で行います。子育て真っ最中の人は、廃止される生活保護の母子加算や来年4月に削減される児童扶養手当の問題で不安でしょう。子育てを終えた人は年金や老後の暮らしのことに関心があるのではないでしょうか。

あなたが今、一番気になっていること、知りたいこともお寄せ下さい。体験談もお願いします。仲間の体験談を聞くのもよし、旧交を温めるもよし。近くは渓谷や森に囲まれ、リフレッシュできます。1日だけの参加も、お子さま連れも大歓迎！〔詳細は次号〕

※

●会　場：国立女性教育会館(埼玉県嵐山町)
東武東上線「武蔵嵐山駅」下車15分
●定　員：大人30名、子ども10名
●参加費：4,000円程度(1日参加2,000円)
子どもは保険料込3,000円
(1日参加1,500円)
いずれも宿泊費・懇親会費込み

※食費、交通費は別途、個人負担
※ご意見・お申し込みは
nojiri@kazoku-mondai.co.jp
TEL:03-3261-1835　FAX:03-3261-1836

弁護士一一〇番

契約によって決まる弁護士費用

Q 結婚して11年。私は37歳、夫は40歳で、9歳の息子、6歳と2歳の娘がいます。昨年11月に夫が突然離婚を言い出し、家を出てしまいました。夫は調停を申し立て、現在離婚調停係属中です。理由もわからず、納得できません。

法テラス(日本司法支援センター)に相談し、地元の弁護士会で紹介された女性弁護士と契約しました。ところが、調停の打ち合わせに2時間2万円、婚姻費用分担請求の書類作成で10万円と、動きのあることに費用を請求され、疑問を持ち始めました。正当性のある金額なのでしょうか。婚姻費用分担を月15万円請求し、取り決められた場合、弁護士費用はいくらくらいかかるのでしょうか。

A 弁護士費用については、以前は弁護士会に報酬規定がありその枠内が基準になっていたのですが、独禁法違反という指摘が公正取引委員会からあり報酬規定は廃止されました。

従って、今は受任弁護士と依頼者の契約により定めることになります。

契約ですから、締結時点で費用の合意があるべきですし、成功報酬についても説明があったと思うのですが、もし不明ならその時に交わした契約書を確認し、契約書を交わしていないか或いは報酬の定めがないなら、直接受任弁護士に「費用の見通しを教えて下さい」と尋ねてみて下さい。できれば書面による見積書を求めましょう。

一般的には着手金・報酬として委任契約と終了時点でまとまった費用を払う方式と、タイムチャージ方式で手間と時間に応じて費用を計算する方法があります。着手金を払っている場合でも遠方への出張の場合には旅費日当がかかります。

まとまった着手金を払っていないのであればタイムチャージでの形で契約されたのでしょうから、その都度支払をすることになります。

その際1時間1万円というのは地域や事務所の規模にもよりますが、大阪の小規模事務所では損益分岐点に近い金額ですから、弁護士費用としてはボランティア的料金です。廃止された報酬規定では、初回相談料1時間1万円としていました。初回相談料は弁護士へのアクセスがしやすいようにと特に低く制限したものです。

いずれにしろ契約ですから納得できないことはきちんと確認すべきです。お金のことは話しにくいでしょうが、お金のことで信頼関係を失う方がもっと悲惨ですからきちんと理解できるように説明を求めましょう。

《回答者》
弁護士　竹川　幸子
TEL 〇六―六三九三―三三一四